

大和市都市公園条例及び大和市営自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第 1 9 号

大和市都市公園条例及び大和市営自動車駐車場条例の一部を改正する条例
(大和市都市公園条例の一部改正)

第 1 条 大和市都市公園条例(昭和 4 5 年大和市条例第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 5 号中「こと」の次に「(広告の表示については、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれがないと市長が認める場所で市長の募集に応じて行う場合その他市長が認める場合を除く。)」を加える。

第 3 8 条第 1 項第 1 号エ及び同項第 2 号ク中「ゆとりの森駐車場」を「引地台公園北側駐車場、引地台公園南側駐車場及びゆとりの森駐車場」に改める。

第 4 2 条第 1 項ただし書中「並びに」の次に「引地台公園北側駐車場、引地台公園南側駐車場及び」を加える。

別表第 1 引地台公園の項に次のように加える。

引地台公園北側駐車場
引地台公園南側駐車場

別表第 2 (2) 第 6 条第 1 項各号に掲げる行為の許可による使用料の表展示会、博覧会その他これらに類する行為の項中「展示会」を「競技会、展示会」に改める。

別表第 3 引地台野外音楽堂の項の次に次のように加える。

引地台公園北側駐車場及び 引地台公園南側駐車場	普 通 車	3 0 分を超え 1 時間まで	1 0 0 円
		最初の 1 時間 を超え、1 時間 までごと	上記の金額に 1 0 0 円を加算 する(入場から 1 回当たりの 1 日の上限を 6 0 0 円とする。)

別表第 3 備考第 9 項中「引地台温水プール」の次に「、引地台公園北側駐車場、引地台公園南側駐車場」を加え、同表備考第 1 0 項中「二輪自動車」を「、二輪自動車」に改め、「でないもの」の次に「(ただし、引地台公園北側駐車場に駐車するものにあつて

は、規則で定める大きさを超えないもの)」を加え、同表備考第 1 1 項中「ゆとりの森駐車場」を「引地台公園北側駐車場、引地台公園南側駐車場又はゆとりの森駐車場」に改める。

(大和市営自動車駐車場条例の一部改正)

第 2 条 大和市営自動車駐車場条例(平成 3 年大和市条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「の休業日は、1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで」を「は、無休」に改め、同条ただし書中「変更する」を「設ける」に改める。

第 1 6 条中「午前 7 時から午後 9 時まで」を「終日」に改める。

第 1 8 条第 2 項中「3 5 0 円を超えない」を「別表に掲げる金額の」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 18 条関係）

単位	金額
30 分を超え 1 時間まで	100 円
最初の 1 時間を超えて以降、 1 時間ごと	上記の金額に 100 円を加算する（入場から 1 回 当たりの 1 日の上限を 600 円とする。）。

備考

- 1 利用料金を徴収する場合に、1 時間を単位としているものについては、1 時間未満の場合も 1 時間とみなして計算する。
- 2 駐車場に引き続き午前零時を過ぎて駐車した場合は、それまでの合計額に、午前零時以降の 1 時間までごとに 100 円を加算し、その日の加算額は 600 円を上限とするものとする。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第１条中大和市都市公園条例別表第２（２）第６条第１項各号に掲げる行為の許可による使用料の表展示会、博覧会その他これらに類する行為の項の改正規定は、公布の日から施行する。